

平成21年(ワ)第735号 損害賠償請求事件

原告：久木野 窓司

被告：長崎県公立大学法人 外2名

答 弁 書

平成21年10月23日

長崎地方裁判所民事部3係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

同

(送達場所)

〒850-0033

長崎市

法律事務所

電 話 095-

FAX 095-

被告ら訴訟代理人弁護士

同

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 第1項について

(1) 原告が、長崎県公立大学法人が設立された平成17年4月1日以前から、地方独立行政法人化後の現在に至るまで、県立長崎シーボルト大学又は長崎県立大学において教授として勤務していることは認める。

(2) 大学を運営しているのは、長崎県公立大学法人である。

(3) (3)は認める。

(4) (4)について

第1文は認める。第2文については、被告百岳は、原告の懲戒の事由の調査のため設置された調査委員会の構成員であったが、平成21年9月15日時点においては、調査委員会は解散している。本件不法行為の存在は否認する。第3文については、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程第4条に基づき設置されたのは調査委員会である。

2 第2項について

(1) (1)について

ア アは認める。

イ イは認める。

ウ ウについては、申立書の副本が、平成21年9月15日までに、被告大学に送達されたことは認め、本件不法行為の存在は否認する。

エ エは争う。

後述するとおり、原告の裁判を受ける権利は侵害されていない。

(2) (2)について

第1文及び第2文は認める。第3文は争う。

仮処分命令申立事件の債務者とされた者が、未だ仮処分命令が下されていない段階で、仮処分において禁止を求められている処分を行うことが何ら違法でないことは明らかであるから、本件で、原告は、裁判を受ける権利を侵害されておらず、原告の主張する事実の中に、被

告らの不法行為と評価される事実は存在しない。

(3) (3)は否認する。

上記(2)で述べたとおりである。

(4) (4)は争う。

上記(2)で述べたとおりであり、原告に損害はない。

(5) (5)は争う。

上記(2)で述べたとおりである。

(6) (6)は争う。

上記(2)で述べたとおりである。

第3 被告の主張

我が国の民事事件に関する法体系は、訴訟手続で権利関係を確定する前段階での暫定的な処分として民事保全手続を設けているが、保全処分の効力が発生するためには、保全命令が発令されることが必要である。したがって、保全命令申立後、保全命令発令前になされた行為によって保全命令申立の目的が達成できない結果が生じ得ることは、法自体が予定しているのである。万一、本訴請求が認容されるようなことがあれば、保全命令の申立自体に債務者とされた者を法的に拘束する効力を認めることになり、上述した我が国の民事事件に関する法体系を根底から覆すことになってしまう。よって、原告の主張するような被侵害権利、不法行為は認められない。

以上